

ネット詐欺おまもり サービス 利用規約

(本規約の適用)

- 第1条 本規約は、株式会社QTnet（以下「当社」といいます。）が提供する「ネット詐欺おまもり」サービス（以下「本サービス」といいます。）について定めます。
- 2 本サービスの利用を受ける者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の変更)

- 第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

(本サービスの定義)

- 第3条 契約者は、「本サービス」に申込みにより、BB ソフトサービス株式会社（以下「BB ソフトサービス」といいます。）が提供する「Internet SagiWall（インターネットサギウォール）」を利用できるものとします。

(利用申し込みの方法)

- 第4条 本サービスの利用を希望する場合には、本規約の内容を承諾し、当社所定の方法により利用申込みを行っていただきます。

(申込みの承諾・取消)

- 第5条 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って審査し承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
 - (2) 契約の申込みをした者が第3種コンピュータ通信網サービスのお申込み、又はご契約をされていないとき
 - (3) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
 - (4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき
- 3 当社が第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(本サービスの利用開始日)

第6条 当社が本サービスを利用するためのライセンスキーを発行した日が利用開始日となります。

(本ソフトウェアの利用に必要な環境等)

第7条 本サービスを利用するには、本サービス利用権購入者の責任において、当社所定のウェブサイトからこれをダウンロードし、本サービスを利用しようとする端末機器（以下「対象機器」といいます。）に予めインストールし、当社が本サービス利用権購入者に当社所定の方法により別途交付するライセンスキーを用いて利用可能な状態にする必要があります。

- 2 前項のインストールを行うには、対象機器が当社所定のオペレーティングシステムソフトウェアを予めインストールしているほか、当社の別途定める諸元、性能等を充足していることが必要となります。かかる充足の確認は、本サービス利用権購入申込者または本サービス利用権購入者の責任において行っていただきます。
- 3 本サービスの著作権その他知的財産権は、BB ソフトサービス社に帰属します。本サービス利用権購入者は、この規約に定めるほか、BB ソフトサービス使用許諾契約に定める条件に従い、本サービスを利用しなければなりません。
- 4 BB ソフトサービス使用許諾契約の規定に従い本サービス利用権購入者に対する本サービスの使用許諾が終了した場合は、かかる終了と同時にこの規約に基づき購入された本サービスの利用権も終了し、かかる終了のあった本サービス利用権購入者は、本サービスを以後利用することはできません。

(利用契約の解除)

第8条 本サービスの契約者が本サービスを解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到着した暦月の月末をもって、本サービスの解除を行います。

(当社が行う利用契約の解除)

第9条 当社は、第10条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本サービスの契約を解除することがあります。

2 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本サービスの契約を解除することができるものとします。

- (1) 申込の際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
- (2) 契約者に対する差押え、又は仮差押さえの申し立てがあったとき。
- (3) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。

- (4) 契約者と連絡が取れず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。
 - (5) 契約者が死亡又は解散したことを当社が知ったとき。
- 3 当社は、前2項の規定により本サービスの契約を解除しようとするときは、原則として本サービスの契約者にそのことをお知らせします。ただし、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるときは、この限りではありません。
- 4 当社は、契約者が第3種コンピュータ通信網サービスの契約を解除したときは、本サービスの契約を解除します。

(利用停止)

- 第10条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を当社の定める方法で契約者に通知します。ただし、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

(本サービス提供の終了)

- 第11条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本サービスの契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(料金)

- 第12条 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して、契約の解除のあった日を含む暦月までの期間について、別表1に定める月額利用料を毎月支払うものとします。
- 2 利用料金については日割しません。

(料金の支払い)

第13条 契約者は、前条の料金について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払っていただきます。

(端数処理)

第14条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

第15条 第14条の規定等により別表1に定める料金支払を要するものとされている額は、この別表1に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により計算した額とは差が生じる場合があります。

(延滞利息)

第16条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(著作権等)

第17条 本サービス、その付属物およびそれらの複製物についての知的財産権その他の権利は **BB** ソフトサービスが有します。本使用許諾契約書に明記されていない権利についても、全て **BB** ソフトサービスが保有します。利用者は、次の行為をすることができません。

- (1) 本サービスを複製する行為。(契約者の保有しないデバイス等に転送する行為を含みます)
- (2) 本サービスをリバースエンジニアリング(逆コンパイル、逆アセンブルを含む)し、またはソースコード、暗号の解読を試みること。
- (3) 本サービスの一部または全部を改変、修正、翻訳その他翻案すること。
- (4) 本使用許諾契約書で明示的に許諾されていない行為をすること。
- (5) その他、法律により禁止されていること。
- (6) 日本国外に輸出、送付、送信等すること。

- (7) 本使用許諾契約書に基づく権利義務の一部または全部を第三者に利用させる行為、もしくは質入等の担保権の設定その他一切の処分に関する行為をすること。

(免責事項)

第18条 本サービス（本サービスにより利用可能なサービスを含みます。）に関する保証（瑕疵保証を含みます。）において、当社及びBB ソフトサービスは、本サービスの正確性、有用性、正当性もしくは完全性に関する保証、商品性に関する保証、特定目的に適合することの保証、および第三者の知的財産権を侵害しないことの保証を含め、本サービス、本サービスにより利用可能なサービスまたはそれらの利用に関して、一切保証しません。

- 2 本サービス利用権購入者は、本サービスを利用することにより、対象機器における通信速度の低下等が発生する可能性があることをあらかじめ了承しなければなりません。
- 3 当社は、本サービスの利用権の販売に関連しまたはこの規約の条項に従い当社が行った行為に起因して、本サービス利用権購入者が直接または間接に被り得る損害については、その内容、態様のいかんにかかわらず、何らの責任も負うものではなく、本サービス利用権購入者は、当社及びBB ソフトサービスに対し、その損害に関し何らの請求も行うことはできません。
- 4 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 5 当社は、第10条（利用停止）、第11条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害などのあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

(本アプリケーションによる情報収集機能)

第19条 本サービスは、契約者がアクセスした Web ページの URL を検知処理のために BB ソフトサービスのサーバーに送信します。送信された情報は、検知判定および BB ソフトサービスが提供する製品・サービスの品質向上の為に限って利用されます。収集した情報は、BB ソフトサービスのプライバシーポリシーにしたがって、厳正な管理下で安全に取り扱います。

- 2 本サービスは、本サービスの提供のため、本サービスをインストールまたはご利用頂く際に、通信により以下の契約者固有情報を BB ソフトサービス及び本サービス開発会社である株式会社セキュアブレイン（以下「セキュアブレイン」）に対し自動的に送出する機

能を有しています。予めご了承ください。なお、当該通信を行う場合でも、契約者に対して特段のメッセージの表示を行うものではありません。

- 3 セキュアブレインにおいてこれらの情報と契約者の個人情報を関連づけることはできません。
- 4 セキュアブレインが取得するこれらの情報は、個人情報と関連付けない状態で、以下の範囲及び用途として利用されることがあります。契約者は、本サービスのご利用開始にあたり、あらかじめ、上記の各情報の送付について承諾するものとします。
 - (1) 送付させる情報
契約者固有 ID
通信機器等固有 ID
 - (2) 利用範囲及び用途
契約者のご利用情報を、個人を特定できない形で、収集・分類し、①本製品の利用開始手続き、②BB ソフトサービスが行う販売促進活動、③商品企画、開発のための分析、④本製品の改修、改善、または⑤広告サービスに利用します。

(安心まとめてパック)

第20条 「安心まとめてパック」対象サービスの合計金額が700円以上の場合は、ご請求金額は700円となります。(対象サービスの合計金額が700円未満の場合は、対象サービスの合計金額となります)

【別表1】(月額料金)

項目	費用
月額利用料	300円(税抜き)

【別表2】削除

附則
(実施期日)

本規約は平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

附則

(特例措置)

平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

平成 27 年 2 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(実施期日)

この改訂規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

(特例措置)

- 1 平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。
- 2 【別表 2】を削除

附則

(実施期日)

この改訂規定は、平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

(特例措置)

平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの間に実施した特例措置を、平成 28 年 7 月 31 日まで延長し実施します。

(特例措置)

平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

平成 28 年 8 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

平成 28 年 11 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(特例措置)

平成 29 年 5 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則

(実施期日)

本規約は平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附則

(特例措置)

平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則。

(特例措置)

平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1 (月額料金) に規定する額に 0 円を適用します。

附則。

(特例措置)

平成 30 年 2 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、

本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則。

（特例措置）

平成 30 年 5 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則。

（特例措置）

平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始日を含む月から 2 ヶ月間、別表 1（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。